

(電子メール施行)  
高第2043号  
令和4年1月25日

各高齢者福祉施設長 様  
各介護サービス事業所の長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る高齢者福祉施設  
等における感染防止対策の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、「オミクロン株」による全国的な新型コロナウイルス感染症の感染急拡大の中、本日(1月25日)、本県でも新規感染者数が3,360人と最多を更新し、福祉施設等での感染者の数も増加傾向にあるなど、いわゆる第6波の感染拡大が継続している状況です。

そのような中、本日、本県も国から新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に規定するまん延防止等重点措置実施区域として1月27日から2月20日までの間を措置実施期間として指定を受けたことから、本県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において下記1のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定し、本県の全域で、まん延防止等重点措置を実施することとしたところです。

これらの状況を踏まえ、各施設・事業所におかれましては下記2から6までの事項について要請いたします。

今後の医療ひっ迫を防ぎ、社会機能を停滞させないためにも、感染拡大を阻止するとの強い自覚を持ち、別添資料等を参考に、引き続き感染防止対策を徹底した上で、事業を実施いただきますよう改めてお願いいたします。

記

- 1 本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

- 2 感染対策の徹底について

各施設等の職員に対して、出勤前の検温や、発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底いただくとともに、①不織布マスクの着用や手洗い等の基本的な感染対策の徹底、②感染拡大地域への移動を控えること等リスクの高い行動の回避、③ワクチンの積極的な接種等を通じ、感染対策を徹底していただくこと。

【参考】兵庫県看護協会作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」  
<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>

### 3 各施設等での面会の実施について

感染拡大状況の中、利用者等のQOLを考慮しつつも、感染拡大防止の観点を踏まえ、直接面会からオンライン面会等までを含めた対応を検討いただくこと。

【参考】 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について(令和3年11月24日付け国事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf>

### 4 事業継続の取組について

各施設等に対し令和6年3月末までの事業継続計画(BCP)の策定が既に義務付けられているところですが、事業維持のための対策をあらかじめ想定するため、改めて、事業継続計画(BCP)の早期作成と計画に基づく適切に対応いただくこと。

【参考1】 兵庫県ホームページ(介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報)

※感染症に関する業務継続計画(BCP)の策定に関する研修資料あり。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>

【参考2】 厚生労働省ホームページ(介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ)

※ 業務継続計画(BCP)策定に向けたガイドライン・研修動画等あり。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

### 5 濃厚接触者の待機期間について

各施設等において高齢者の支援等に従事する全ての関係者が濃厚接触者となった場合、一定の条件の下で、本来の待機期間である10日間を待たずに待機を解除することができる取扱いについて、適切に対応いただくこと。

【参考】 「地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について」(令和4年1月21日付け兵庫県高齢政策課長事務連絡)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/20220121kachotuuti.pdf>

### 6 新型コロナに関する差別・誹謗中傷等に関する弁護士相談について

今般開設した福祉関係従事者などのエッセンシャルワーカー等を対象とする弁護士相談窓口について、所属職員に対して周知いただくなど、適切に対応いただくこと。

【参考】 兵庫県ホームページ(新型コロナウイルス感染症に関連する差別・誹謗中傷の弁護士相談窓口の開設)

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20220113\\_9398.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20220113_9398.html)

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) 電話(代表): 078-341-7711 内線 2950、2951、2896、2943 e-mail: koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
---

# 第6波感染拡大阻止徹底要請！

本日、兵庫県は「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。感染力が非常に強いオミクロン株により、本日新規感染者数は3,360人と最多を更新するなど、第6波の感染拡大が続いています。医療ひっ迫を防ぎ、社会機能を停滞させないためにも、県民の皆様には、一人一人が絶対に感染拡大を阻止するとの強い自覚をもって、次の取組の徹底をお願いします。

## 1 基本的な感染対策の取組

- ・適切なマスクの着用（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、ゼロ密（三密（密閉・密集・密接）の回避）、人と人との距離確保、換気など日常生活での基本的な感染対策を徹底してください。
- ・30代以下の若い方の感染が約7割となっています。学校や職場等での「居場所の切り替わり」（サークル室・部室や登下校時、休憩室、食堂、更衣室、喫煙室等）では十分注意し、感染対策を徹底してください。
- ・帰宅後の手洗い、消毒、家族の健康管理など家庭での感染対策を徹底してください。
- ・体調が悪い場合は医療機関への受診、感染不安を感じる方は無料のPCR検査等を受けてください。

## 2 リスクの高い行動の回避

- ・混雑している場所や時間を極力避けて少人数で行動してください。
- ・時短要請時間外の飲食店等への出入りを控え、店先・路上・公園等での飲酒など、リスクの高い行動は絶対にやめてください。
- ・大声での会話を控えるとともに、会食は、コロナ対策適正店認証店舗は同一テーブル4人以内（非認証店舗は同一グループ4人以内の入店）、2時間程度以内とし、会話時はマスク着用を徹底してください。
- ・多数利用施設では、人と人との距離の確保、マスクの着用、手指消毒等の感染対策を徹底してください。
- ・発熱等の症状がある場合、旅行、イベントへの参加等は控えてください。

## 3 ワクチンの積極な接種

- ・ワクチンの積極的な接種とともに、接種後の基本的な感染対策の徹底をお願いします。

# 第6波感染拡大阻止徹底要請！

本日、兵庫県は「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。

感染力が非常に強いオミクロン株により、本日新規感染者数は3,360人と最多を更新するなど、第6波の感染拡大が続いています。医療ひっ迫を防ぎ、社会機能を停滞させないためにも、事業者の皆様には、絶対に感染拡大を阻止するとの強い自覚をもって、次の取組の徹底をお願いします。

## 1 飲食店等での対策の徹底

- 飲食店等は、以下の営業時間、入店案内の厳守をお願いします。

区分	認証店舗	非認証店舗
期間	令和4年1月27日（木）～2月20日（日）	
区域	県全域	
措置内容	営業時間 5時～21時（酒類提供は11時～20時30分）＊いずれかを選択 5時～20時（酒類提供禁止）	営業時間：5時～20時（酒類提供禁止）
	入店内 同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）飲食	同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）飲食

- 飲食店等の利用者の密の回避、換気の確保、会話時のマスク着用、大声の回避など、感染対策の徹底をお願いします。カラオケ設備利用時は特に徹底してください。

## 2 感染防止取組の徹底等

- 業種別ガイドラインに基づく感染対策の徹底をお願いします。
- 多数利用施設では、入場者の整理やマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策を徹底してください。特に社会福祉施設、病院、学校園などクラスターを発生させやすい施設は特に注意してください。
- 感染防止安全計画を策定・確認を受けたイベントは人数上限20,000人（収容率：100%[大声無し前提]）、それ以外は人数上限5,000人（収容率：大声無し100%、大声あり50%）の厳守をお願いします。

## 3 出勤抑制等

- 接触機会低減のため、ローテーション勤務、時差出勤、在宅勤務（テレワーク）の推進をお願いします。特に高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦など重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮をお願いします。
- 事業継続計画に基づく適切な取組をお願いします。

# 新型コロナ**差別**や**誹謗中傷**等でお悩みの方へ

新型コロナウイルス感染症に関連する  
差別・誹謗中傷等の**弁護士相談窓口**を開設します。

無料  
相談

 **078-891-7877**

【実施期間】 令和4年1月20日（木）  
～3月31日（木）

【実施曜日】 毎週木曜日

【実施時間】 15時～17時

**STOP!**  
コロナ  
差別



新型コロナウイルス感染症に関連する差別的扱いや誹謗中傷等の人権問題について、**弁護士による無料電話相談（面談は要予約）窓口**を開設します。新型コロナウイルス感染症に感染した方や医療従事者、ワクチン未接種であることなどを理由に不当な扱いを受けている方等は、一人で悩まず相談してください。

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

※1月20日（木）より、兵庫県人権啓発協会の通常の人権相談も上記の電話番号に変わります。

兵庫県・兵庫県人権啓発協会